

(従量電灯A) 電力量料金単価 (kWh 超過 kWh まで)	円/kWh
	(kWh 超過 kWh まで)	円/kWh
	(kWh 超過分)	円/kWh
(従量電灯B) 基本料金単価		円/kVA
(従量電灯B) 電力量料金単価 (kWh 超過 kWh まで)	円/kWh
	(kWh 超過 kWh まで)	円/kWh
	(kWh 超過分)	円/kWh

力率割引・割増、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金については第16条第3項に記載のとおり。

(契約期間等)

第4条 契約期間は、令和8年7月の検針日から令和11年7月の検針日前日までとする。

2 契約後、電力供給開始までの間は必要となる設備の改修等の為の準備期間とする。

(契約の保証)

第5条 受注者は、熊取町契約規則第30条第3号により契約保証金の免除がなされる場合を除き、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第2号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（「保証の額」という。）は、仕様書に提示される予定契約電力及び予定使用電力量に基づく年間見込総額の100分の10以上としなければならない。

3 第1項の規定により、受注者が同項第2号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、契約保証金の納付を免除する。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第6条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

2 受注者は、本契約により得られた権利、情報を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第7条 受注者は、業務の全部を一括して、又は大部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。

3 前項において、発注者は、受注者に対して業務につき著しく、不相当と認められる受注者又は下請者の変更を請求することができる。

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている施行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその施行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

第9条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、次に掲げる権限を有する。

- (1) 受注者又は受注者の業務代理人に対する業務に関する指示
- (2) この契約書及び仕様書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
- (3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の業務代理人との協議
- (4) 業務の進捗の確認、照会その他この契約の履行状況の監督

3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この契約書に定める書面の提出は、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(業務代理人)

第10条 受注者は、業務の技術上の管理を行う業務代理人を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。業務代理人を変更したときも、同様とする。

2 業務代理人は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、契約単価金額の変更、契約期間の変更、契約単価金額に基づく電気使用量料金の請求及び受領、第11条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを業務代理人に委任

せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(業務代理人等に対する措置請求)

第11条 発注者は、業務代理人又は受注者の使用人若しくは第10条第2項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果について請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(使用電力量の増減)

第12条 発注者の使用電力量は、都合により予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

(契約電力)

第13条 この契約における契約電力（契約上使用できる最大電力をいう。以下同じ。）は、仕様書に規定する契約電力による。

(契約電力の変更)

第14条 発注者又は受注者は、需要施設で使用する電力の需要に応じて、前条に規定する契約電力を変更する必要があると認めるときは、発注者と受注者が協議のうえ、これを変更することができる。

- 2 発注者が、前項の変更を行わず、契約電力を超えて電力を使用した場合は、受注者の責に帰する場合を除き、当該超過分に係る代金（以下「超過金」という。）を支払うものとする。この場合において、超過金の金額は発注者と受注者が協議のうえ決定する。
- 3 前2項に掲げるもののほか、契約電力の変更に伴い必要となる措置は、発注者と受注者が協議のうえ、これを定める。

(計量及び検査)

第15条 計量日時は発注者と受注者が協議のうえ各月ごとに定めるものとし、受注者は、発注者のスマートメーターにより計量される使用電力量を、計量器に記録された値により計量をし、その結果について、書面をもって発注者に通知のうえ、10日以内に発注者の指定する職員（以下「検査員」という。）による検査を受けなければならない。

- 2 上記のほか、検査に必要な事項は、発注者と受注者が協議のうえ、これを定める。

(電気料金の算定等)

第16条 電気料金は仕様書に記載の需要施設ごとに算定する。

2 算定期間は前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とし、前条の規定による検査に合格後、1月ごとに受注者は電気料金の支払いを請求書により発注者に請求することができる。

3 前項の電気料金は、次の各号に掲げる料金を合算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）とする。

(1) 電気料金（仕様書に規定する契約電力に、単価一覧の基本料金契約単価を乗じて計算した金額と、該当期間の使用電力量に単価一覧の電力量料金契約単価を乗じて計算した金額

(2) 力率の変動、燃料費調整、その他の要因（当該地域における電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第9号に規定される一般送配電事業者（以下「一般送配電事業者」という。）が定める託送条件等）による電気料金の調整額

(3) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金

第17条 受注者は前条の規定による電気料金の請求書を各施設分ごとに分けて作成し、仕様書に指定する施設の担当部署へ請求書を送付することにより行うものとする。また、請求書には施設ごとの明細を添付すること。

2 発注者は、前条の規定による電気料金の請求書を受領した場合、請求書を受領した日から30日以内に受注者に支払うものとする。

(契約に要する費用)

第18条 この契約の締結及び電力供給に関する設備等の設置に要する費用は、受注者の負担とする。

(一般的損害)

第19条 この契約の履行中に受注者の責めに帰すべき事由により生じた損害は、受注者の負担とする。

(第三者に及ぼした損害)

第20条 この契約の履行につき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、この限りでない。

2 業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第21条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、仕様書に提示された予定契約電力及び予定使用電力量に基づく年間見込総額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、公正取引委員会が受注者に対し、同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (2) この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いするまでの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（発注者の解除権）

第22条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者が天災その他不可抗力の原因によらないで、電力の供給をする見込みがないと発注者が認めたとき。
- (2) この契約の履行について、不正な行為があったとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (4) この契約を締結した日の属する翌会計年度以降において、この契約に係る予算が減額又は削除されたとき。この場合においては、契約を変更又は解除しようとする日の2か月前までに受注者に通知するものとする。
- (5) 第23条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (6) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
- (7) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

- (d) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (e) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が(ア)から(オ)までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (f) 受注者が、(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（(カ)に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (7) 独占禁止法第49条第1項の規定による排除措置命令を受けたとき又は同法第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命ぜられたとき。
- (8) 刑法第96条の6又は同法第198条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されたとき（受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- (9) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認められたとき。

2 前項に規定する場合のほか、発注者は、契約期間が完了するまでの間、必要があるときは、この契約を解除することができる。

（受注者の解除権）

第23条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 仕様書に提示する予定契約電力及び予定使用電力量が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。
- （解除の効果等）

第24条 この契約が解除された場合には、第2条に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

- 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約を解除された場合において、受注者が既に電力の供給を完了した部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する電気使用量料金（以下「既履行部分電気使用量料金」という。）を受注者に支払わなければならない。
- 3 前項に規定する既履行部分電気使用量料金は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第22条の規定によりこの契約が解除された場合において、受注者は、仕様書に提示された予定契約電力及び予定使用電力量に基づく年間見込総額の100分の10に相応する額を違約金として発注者の指定する期限までに支払わなければならない。
- 5 前項の場合において、発注者は、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に

充当することができる。

(疑義等の決定)

第25条 この契約書に定めのない事項又はこの契約書に関して疑義が生じたときは、必要に応じて、発注者と受注者とが協議の上、これを定める。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者である熊取町と受注者が記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 大阪府泉南郡熊取町野田一丁目1番1号
名称 泉南郡熊取町
代表者 熊取町長

受注者 住所
名称
代表者

㊞